

防府市自家用乗合自動車運行管理要綱

平成29年2月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、庁用自動車（防府市庁用自動車管理規程第2条第1号に規定する車両）のうち自家用乗合自動車（以下「防府市マイクロバス」という。）の運行について適正な運行管理を行い、安全確保及び効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(運転者の制限等)

第2条 防府市マイクロバスを運行する運転者は、次の各号に掲げる者で、いずれも運行時に有効な運転免許証を携帯している者とする。

- (1) 防府市の職員等（職員若しくは臨時職員等）で、職種が、「自動車運転手」、「自動車整備士」その他防府市マイクロバスを運転することを条件として雇用された者
- (2) 防府市消防吏員のうち、大型機関員及び中型自動車機関員養成講習を修了した者（以下「運行することを許可された防府市消防吏員」という。）
- (3) 災害等緊急事態が発生した場合に、防府市マイクロバスを所管する課等の長（以下「所管課長」という。）が、防府市マイクロバスの運転を指示した者

(運行の条件)

第3条 防府市マイクロバスの運行する条件は、次のとおりとする。

- (1) 防府市マイクロバスの運行において、利用者からは一切の費用の負担を求めないこと。
- (2) 運転手1名に対して、一日の運行に係る実車距離（乗車予定地点から最終降車予定地点までの距離）が、原則500km（午前2時から午前4時にかかる夜間運行の場合は、原則400km）を超えないこと。
- (3) 運転手1名に対して、一日の運行に係る運転時間が2日を平均して1日9時間を超えないこと。
- (4) 運転手1名に対して、連続運転時間が4時間（高速道路においては概ね2時間）を超えないこと。
- (5) 運転手1名に対して、一日の所定労働時間は、11時間45分を超えないこと。

ないこと。

- (6) 幅員の狭い道路を通行することによる路肩通行がないこと等、道路を安全に走行できることが確認されていること。
- (7) 高速道路（高速自動車国道又は自動車専用道路）を通行する場合、座席ベルト及び幼児用補助装置の着用が可能な数をもって乗車定員とする。ただし、政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (8) 高速道路外の道路を通行する場合、補助座席にシートベルトを設置していない場合は、当該座席への乗車を禁止する。ただし、所管課長の承認を得た場合又は政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (9) 利用者が防府市マイクロバスの乗降する場所は、安全が確保された場所であること。また、利用者が乗降する場所の選定にあたっては、市が管理する施設や最寄りの駅等とし、利用者に対しての「過剰なサービス」となるような乗降場所にならないこと。

(運行の申請)

第4条 防府市マイクロバスの運行の申請及び運転の依頼は、所管課長に対し、あらかじめ「第1号様式」及び「第2号様式」により申請すること。ただし、点検、車検等の必要な整備等をする場合、防府市消防本部が所管する防府市マイクロバスを消防用務で「運行を許可された防府市消防吏員」が運行する場合及び防府市教育委員会が所管するスクールバスをスクールバス用務で運行する場合については、この限りでない。

(運行許可基準)

第5条 防府市マイクロバスの運行は、第3条に定める運行の条件を満たし、かつ、所管課長が、「公務」と認めた場合に限り、その防府市マイクロバスの運行を許可することができる。

(運行の許可)

第6条 防府市マイクロバスの運行の許可にあっては、所管課長の専決事項とする。ただし、災害等により、緊急に使用する必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(許可の取消し等)

第7条 所管課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に許可した運行を取消し又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 災害等緊急事態が発生したとき。
- (3) その他必要を認めたとき。

(遵守事項)

第8条 防府市マイクロバスを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用してはならない。
- (2) 許可を受けた利用者以外を乗車させてはならない。
- (3) 関係法令を遵守すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防府市マイクロバスの運行に関して必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

係	係長	補佐	課長	許可伺	月 日	第 年(年) 月 日
---	----	----	----	-----	--------	---------------------

行政管理課長様
所属長

マイクロバス等使用許可申請書

1 使用日時等

使用日		始期(1日のみ使用する場合) 終期(使用が2日以上にまたぐ場合)		
使用目的				
行先名称			行先区分	
行先住所			予定走行距離	
行先電話番号				
有料道路利用の有無	※有の場合は、別途、有料道路(ETCカード使用含む。)使用許可を申請してください。			

2 送迎方法

送り(往路) ※利用者名簿(第2号様式)を添付すること。		
配車場所		
配車時刻	時 分	連絡事項
出発時刻	時 分	連絡事項
経由地		
迎え(復路) ※利用者名簿(第2号様式)を添付すること。		
配車場所		
配車時刻	時 分	連絡事項
出発時刻	時 分	連絡事項
帰着予定期刻	時 分	連絡事項
備考		
申請する乗車人数(運転者を除く。)	人	※6歳未満の乗客は、チャイルドシートの使用を義務付けします。
担当者の課名・内線・氏名		

3 希望車種 ○印のついた車種を希望します。 ※予約システム入力状況(済/未)

車種	車両番号	シートベルトのない座席への乗車及びシートベルトを装着しない状態での乗車は、原則、使用許可をしません。		
		乗車定員(運転者を含む。)	1座席に装備されたシートベルト数 (補助席含む)	補助席数 許可する最大人數(運転手を含む。)
総務マイクロバス(29人)	1541	29人	(6)	29人
総務ハイエース(10人)	8719	10人	(0)	10人

4 運転者 (1か2に○印を記入し、1の場合は、AかBに○印をつけてください。)

1	2
車両係職員による運転を希望する。 A 送り→同行又は待機→帰庁 B 送り→一旦、帰庁→迎え→帰庁	車両係職員の運転を希望しない。

第2号様式

番号	課名、所属、団体名	フリガナ 氏名	職員等(職員・臨時職員等)の場合は記入不要			片道のみ利用する場合 (記入無しの場合は往復 利用)	車両 番号
			連絡先	事故の場合の 連絡先	利用者が12歳未満 の場合は、その年 齢を記入すること。		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						

